

◆有線放送報酬関係業務規程

条数	変更前	変更後
【第5条】	aRmaが報酬の徴収および分配を行うための手数料は、徴収額の20%とする。	aRmaが報酬の徴収および分配を行うための手数料は、徴収額の30%(消費税込)とする。ただし、分配が権利者団体を経由して行われる場合の手数料は、徴収額の20%(消費税込)とする。